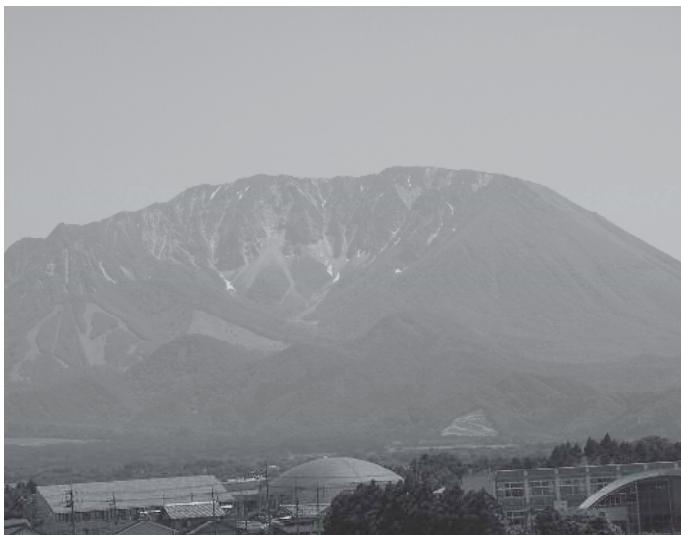


農業収入保険に助成を

町長

考えていない



大山町は農業の町なのに



野口 昌作議員

[野口] 青色申告農家を対象にした国の農業収入保険制度が、平成31年から始まる。今年の11月が申し込みとなる。野菜・稻などの農作物に災害や病害虫の発生などで、収入額の減少に保険が適用される。

本町の特産ブロッコリー、ネギに最適と考える。ブロッコリーは一昨年から天候不順で

2年連続大減収となつた。今年も天候が悪く危ぶまれている。本町の基幹産業である農業を安定発展させるため、保険制度の加入促進に掛金助成が必要では。

[町長] 保険金には50%、積立金には75%の国庫補助の手立てがされており、町独自の上乗せは考えていない。

[野口] 地元の道路事情や住環境の変化で、町道変更を町に要望する場合がある。

合併後、要望は何件出され、要望に沿った件数、要望を受け入れられないとした件数は。

また、保留しているのは何件か。受け入れられないとした理由は。

[町長] 合併以来、町道変更の陳情・要望は10集落から27件あつた。要望に沿った対応をしたのは1件で、受け入れられないとした件数は21件である。

保留しているのは5件で、同一路線である。受け入れられないとした理由は、農道や生活道路が地元で管理でき

町長

要望に沿った対応は1件

ないとか、整備を目的として町道にできない

かとの要望であった。

町道変更の要望対応の実態は

(町道路線の認定基準)

- 第8条 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」とする道路の認定基準は、次の各号に該当するも(1) 道路の幅員が4メートル以上であること。(2) 道路の延長が300メートル以上であること。(3) 相当の交通量があって原則として集落相互に2 前項の規定にかかわらず、町長が特に重要な路3 町長は、特に必要があると認める場合においてはとができる。この場合において、町長は関係市町

町道の認定には基準がある